

長野県地方税滞納整理機構議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22法律第67号）第292条において準用する同法第203条第4項の規定により、議会の議員（以下「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、次のとおりとする。

区分	議員報酬の額
議長	年額 30,000円
副議長	年額 25,000円
議員	年額 20,000円

- 前項の規定にかかわらず、議員のその年度における在職期間が1年に満たないときは、同項に定める額に在職した月数（1月未満の端数があるとき又は在職期間が1月に満たないときは、これを1月とする。）を12で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 前項の在職期間の計算において、年度の中で退任した議員が、退任から1月内に再び就任したときは、引き続き在職していたものとみなす。
- 年度の中で、議員が議長若しくは副議長に就任したとき、又は議長若しくは副議長を退任したときは、当該異動の日の属する月について、第1項のいずれか年額の高い区分の職に在職したものととして議員報酬の額を計算する。
- 議員報酬は、その年度分を年度末月に支給する。ただし、年度の中で退任した議員に対する議員報酬は、その都度支給する。

(費用弁償)

- 第3条 議員が公務のため旅行したときは、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）に規定する議員に対する費用弁償（同条例第7条に規定する滞在雑費を除く。）の例により、その要した費用を弁償する。ただし、路程が片道2キロメートル未満の場合は、費用の弁償は行わないものとする。
- 費用弁償の支給方法は、長野県地方税滞納整理機構一般職の職員の旅費に関する条例（平成23年長野県地方税滞納整理機構条例第13号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。